

審判・調停の手續

家事審判事件は、家事事件を担当する裁判官が、申立ての際に提出された書類、家庭裁判所調査官の調査結果、自ら行った審問の結果などに基づいて判断します。

その際、国民の中から徳望良識のある者として選ばれた参与員を審判に立ち合わせ、その意見を参考にすることもあります。



家事審判（模擬）

- 1.裁判官
- 2.参与員
- 3.裁判所書記官
- 4.代理人（弁護士）
- 5.当事者

一方、家事調停事件は、裁判官又は家事調停官（弁護士で5年以上その職にあり、最高裁判所から任命された人をいいます。）と国民の中から選ばれた家事調停委員2人以上によって構成される調停委員会が、当事者や関係人から、それぞれの言い分を十分に聴きながら、話し合いを行います。その上で、中立の立場から、双方の利益を公平に考慮し、適切で妥当な解決が得られるようにあつせんをします。

親権や子の監護権をめぐる紛争のある事件などにおいては、多くの場合、家庭裁判所調査官に子の監護状況等についての事実の調査が命じられます。当事者が心理的に動揺し冷静に話し合える状態にならないような場合などには、同じく家庭裁判所調査官に心理的調整が命じられることもあります。これらの調査や調整は、行動科学等の知識や技法を活用して行われます。

また、必要があれば、裁判官又は家事調停官は、医師である裁判所技官に当事者の心身の状況についての診断等を命じることがあります。

これらの諸手續の結果、話し合いがまとまれば、調停成立となります。

当事者間に合意が成立する見込みがない場合には調停不成立となり、第二事件であれば、審判手続に移ります。それ以外の調停事件は終了することになります。当事者が訴えを提起することにより、訴訟によって解決が可能な事件もあります（例えば、離婚などについて人事訴訟を提起することができます。）。



家事調査（模擬）

- 1.家庭裁判所調査官
- 2.当事者

- 家事調停（模擬）
1. 裁判官又は家事調停官
 2. 家事調停委員
 3. 裁判所書記官
 4. 家庭裁判所調査官
 5. 当事者



審判・調停の結果

審判事件の場合、審判に不服があるときは、事件の種類にもよりますが、2週間以内に不服申立てをすることにより、高等裁判所による審理を求めることもできます。

不服申立てをしないで2週間が過ぎた場合や、高等裁判所で不服申立てが認められなかった場合等には審判は確定します。

調停事件の場合は、全員が合意した場合に成立しますから、不服申立ては予定されていません。

審判が確定し、又は調停が成立すると、その趣旨に応じて、戸籍の届出や金銭の支払を受けることなどができるようになります。審判や調停で定められた金銭の支払等の義務が履行されない場合には、支払等を受ける権利のある人の申出により、家庭裁判所が事情を調べた上で義務の履行を勧告あるいは命令する手続が利用できますし、強制執行の手続も利用できます。

ハーグ条約実施法に基づく子の返還に関する事件

日本がいわゆるハーグ条約に加盟したことに伴い、16歳未満の子が国境を越えて不法に日本へ連れ去られた場合等において、子をその常居所地国に返還することを求める子の返還申立事件が、東京家庭裁判所及び大阪家庭裁判所で取り扱われることになりました。

申立てを受けた家庭裁判所は、当事者から提出された書類、家庭裁判所調査官の調査結果、自ら行った審問の結果などに基づいて、子を常居所地国へ返還するか否かを迅速に判断します。また、当事者間に合意が成立すれば、和解や調停によって解決することもできます。家庭裁判所の判断（終局決定）に不服があるときは、2週間以内に不服申立てをすることにより、高等裁判所による審理を求めることもできます。

子の返還を命じる終局決定が確定し、又は和解や調停が成立した後、子が常居所地国へ返還されない場合には、子の返還を求める当事者からの申出により、家庭裁判所が事情を調べた上で義務の履行の勧告をする手続が利用できますし、強制執行の手続も利用できます。

人事訴訟事件

人事訴訟事件とは

人事訴訟法で定める事件を指し、夫婦の離婚、養親子の離縁、子どもの認知、親子関係の存否の確認など、夫婦、親子等の関係をめぐる訴訟をいいます。

人事訴訟のうち代表的なものは、離婚訴訟です。離婚訴訟においては、申立てがあれば、財産分与や子どもの養育費など家事事件の対象となる事柄についても、同時に審理されます。また、離婚に伴う慰謝料を求める訴えがあれば、併せて審理されます。

人事訴訟と家事調停

家事調停は、調停委員会のあっせんにより、当事者の自主的な合意によって争いを解決する手続ですが、人事訴訟は、当事者双方が言い分を述べて、言い分を裏付ける証拠を出し合った上で、裁判官の判決等による解決を図る手続です。家事調停は非公開ですが、人事訴訟は特別な事情がある場合を除いて公開の法廷で行われます。

なお、家事事件の項で述べたとおり、原則として、人事訴訟を提起する前に、家事調停を経ることになっています。

訴えの提起から審理まで

訴訟は、訴えの提起から始まります。訴訟では、訴えを起こす人を原告、訴えを起こされた人を被告と呼びます。

○訴えの提起

原則として、当事者（離婚であれば夫又は妻）の住所地を受け持つ家庭裁判所に訴えを提起します。ただし、その家庭裁判所と人事訴訟を提起する前に家事調停を取り扱った家庭裁判所とが異なる場合に、特に必要と認めるときには、家事調停を取り扱った家庭裁判所で人事訴訟を取り扱うこともあります。

訴えの提起をするには、訴状、手数料（収入印紙）、郵便切手、戸籍謄本などが必要です。訴状には、請求の趣旨（判決の結論として求める事項）やその原因となる事実を記載します。

○答弁書の提出

訴えを起こされた人（被告）は、答弁書を提出します。答弁書には、訴状の内容を認めるか認めないかを明らかにし、認めないときには、その理由等を記載します。

家庭裁判所では、定型的な離婚の訴状用紙及び答弁書用紙とそれぞれの説明書を用意しています。

また、裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) で書式をダウンロードすることもできます。

家庭裁判所における主な審理

審理には、口頭弁論、争点・証拠の整理、証拠調べ等があります。

口頭弁論は、原告と被告それぞれが、事前に提出した書面に基づいて主張を述べ、主張を裏付けるための証拠を提出するもの、争点・証拠の整理は、争点を確認し、争点について提出されている証拠を整理するもの、証拠調べは、争点について判断するために、法廷で当事者等から事情を聴く（当事者尋問等）などするものです。

これらの手続には、人事訴訟の審理に国民の良識を反映させるという趣旨から、国民の中から徳望良識のある者として選ばれた参与員が立ち会い、意見を述べる場合があります。また、子どもの親権者の指定などについては、行動科学等の知識や技法を有する家庭裁判所調査官に事実の調査が命じられることもあります。



参与員が関与している人事訴訟の裁判（模擬）

1.裁判官 2.参与員 3.裁判所書記官 4.当事者・代理人（弁護士） 5.裁判所事務官

訴訟の結果（判決・和解）

裁判所は、口頭弁論や証拠調べなどの審理をした上で、法律に照らし、判決を言い渡します。判決の内容に不服があるときには、2週間以内に不服申立てをすることにより、高等裁判所による審理を求めることもできます。また、離婚や離縁については、当事者の合意ができれば、和解によって解決することもできます。

判決が確定し、又は和解が成立した後、定められた財産分与や養育費についての金銭の支払等の義務が履行されない場合には、家事事件（審判や調停）と同様に、家庭裁判所が事情を調べた上で義務の履行を勧告あるいは命令する手続が利用できます。強制執行の手続が利用できることも同様です。

少年事件

少年事件とは

20歳未満の非行少年，つまり，罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年などの事件をいい，この場合の少年とは男子・女子両方を指します。成人の犯罪の場合とは取扱いが違いますので，正確には「少年保護事件」といいます。

事件の受理

家庭裁判所が少年事件として取り扱うのは，

- 1 罪を犯した14歳以上20歳未満の少年(犯罪少年)
- 2 刑罰法令に触れる行為をしたが，その行為の時14歳未満であったため，法律上，罪を犯したとにならない少年(触法少年)
- 3 20歳未満で，保護者の正当な監督に従わない，などの不良行為があり，その性格や環境からみて，将来罪を犯し，又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年(ぐ犯少年)

などの事件です。

家庭裁判所が少年事件を受理する方法としては，司法警察員，警察官，検察官，知事又は児童相談所長からの送致などによるほか，一般人又は保護観察所長による通告，家庭裁判所調査官による報告などがあります。

調査の手続

家庭裁判所が少年事件を受理すると，裁判官は家庭裁判所調査官に調査を命じます。

この調査は，非行の原因や少年の抱える問題を明らかにし，どうすれば立ち直ることができるかを見極めるために，少年の性格，日頃の行動，生育歴，環境等について，行動科学等の知識や技法を活用して行われます。

調査の方法としては，少年や保護者その他の関係者を家庭裁判所に呼んで話を聴いたり，心理テスト等を行ったりするほか，家庭裁判所調査官が少年の家や学校等に出向いて状況を見てくることもあります。また，被害の実情



少年調査(模擬)

1.家庭裁判所調査官 2.少年 3.保護者

を詳しく把握するために被害を受けた方からお話をうかがうことがあり，このような調査の過程で，少年の非行の原因となっている問題性に応じた様々な教育的な働き掛けを行います。例えば，少年や保護者に非行に至った要因を考えさせた上で，指導，助言を行います。さらに，少年を老人ホームでの介護活動や地域清掃活動等の社会奉仕活動に参加させたり，犯罪によって被害を受けた方の声を直接聴く講習を受けさせたりして反省を促すこともあります。